

福知山市入札監視委員会（平成28年度第2回）議事概要

開催日時及び場所	平成28年11月30日（水） 午後2時00分～4時25分 福知山市市民交流プラザふくちやま視聴覚室	
出席委員氏名（職業）	委員長 高橋 行雄（弁護士） 委員 伊多波 良雄（大学教員） 委員 春木 和仁（元大学教員）	
議 事 概 要	1 議事 （1）平成28年度（4月～9月）の入札・契約の実施状況について （2）前回委員会においての指示事項（指名競争入札の辞退率）について（回答） （3）抽出工事に関する審議について （4）次回抽出委員の選出 ・春木委員を選出（五十音順で2名の持ち回り） （5）次回開催日程の調整 ・平成29年7月予定（詳細日程は後日調整）	
審 議 対 象 期 間	平成28年4月1日 ～ 平成28年9月30日	
条件付一般競争入札	2件	対象件数 5件
公募型指名競争入札	0件	
指名競争入札	2件	
随 意 契 約	1件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	○辞退率の調査資料について、依然として辞退率が高いことから、分析する場合は期間の平均値を出すだけではなく、回帰分析などを利用し、統計的に一般的な手法を用いた資料にしてもらいたい。 ○案件ごとに指名条件を変えるのではなく、統一したルールとしてもらいたい。 ○地域を市内に限定して一般競争入札を実施しても競争性が担保されているとは言い難いので、参加業者が増えるよう考慮してもらいたい。	

別 紙

「1 議事 (2) 前回委員会における指示事項について (回答)」

意見・質問	回 答 等
○平成25年・26年度の辞退率が災害のために高いのはわかるが、業種別に差が出ているのはなぜか。	辞退の理由には大きく3つ、技術者・金額・工期があるが、それ以外に工事内容の特殊性・専門性も関係してくると考える。
○特殊性があるというのであれば、それを加味した形で指名するようにするのが今後の課題である。	入札参加申請時の添付資料等で実績の確認をし、辞退率が上がらないよう努力していく。
○辞退率の調査資料について、辞退率をすべての案件で平均してしまうと、辞退率の大きい案件の個々の問題点が見えにくくなる。平均値を出すのではなく、統計的にもう少し一般的な形にならないか。	データは持っているので、分析等していきたいと考える。例えば、辞退率が50%を超えているような案件を集計し、検討したものを次回委員会で示す。
○災害で一旦上がった辞退率が、その後どのように推移するかが非常に重要である。	その点は慎重に分析し、心得て対応していく。

「1 議事 (3) 抽出工事に関する審議について」関係

1 子育第 23 号 上六人部保育園スチームコンベクションオープン設置工事

・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○8者中6者辞退で、辞退率が大変高いが、指名業者を増やせなかったのか。</p>	<p>本市の規則で、250万円から500万円の工事はなるべく7者以上を指名することとなっている中で、8者指名をしている。</p>
<p>○規則の7者以上というのがいつ決まったかはわからないが、入札に関しては当時と比べて変わってきているので、数を変えたほうがよいのではないか。</p>	<p>規準の制定は平成14年である。財務規則上では5者以上のところを、競争性を高めるために運用で7者以上、500万円を超えるものは10者以上としている。</p>
<p>○なぜ小学校区という地域の限定をするのか。競争性を高めることを目指すなら縛りをかけないほうがよい。</p>	<p>本件に関しては地域性が基本ではあるが、管工事の登録業者が少ないため、地域性以外に指名回数の調整も加味して選定している。辞退率を見込んで、地域性で指名するのが良いのかというところは、今後案件によっては検討していく考えを持って進めていく。</p>
<p>○案件によって色々考慮する、というのではルールがない。縛りを入れるのであれば、その縛り方をきっちり、恣意性が介入しない形でルール化してもらいたい。</p>	
<p>○選定された業者名を見ると、この工事に適さないのではないかと思えるが、工事の内容に合わせて業者のリストを変えていく必要があるのではないか。</p>	<p>本件は建設業法の中で「管」に分類されるもので、指名した業者は何れもこの「管」に分類される業者であるが、管工事にもさまざまな種類があるので、得手不得手があり辞退率が高くなったと感じている。</p>
<p>○この工事は見たところ「厨房機器」である。実際の内容と指名</p>	

<p>の仕方が違うのではないか。ある程度絞って指名することは必要かもしれないが、必要なポイントが何なのかの判断を誤ると、こういう不自然な結果が出てくる。いろんな基準で選ぶとこういうことになるので、是非、反省材料としてもらいたい。</p>	
--	--

2 下水工第41号 福知山終末処理場 水処理施設B系No. 1 終沈汚泥搔寄機更新工事
 ・ ・ ・ 条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○参加3者中2者辞退で、実質上競争入札になっていないが、辞退理由は何だったのか。</p>	<p>1者は積算金額が予定価格を超過したため、1者は予定した技術者が用意できないため、である。</p>
<p>○入札参加条件が3つあるが、どういう背景でこうなったのか。どれが一番厳しいのか。</p>	<p>対象業者については、1番目の条件で175者、2番目で111者に絞られるが、3番目の「監理技術者を専任で配置できること」というのが非常に重いのではないかと判断している。</p>
<p>○辞退理由のうち、技術者の問題は1者だけである。技術者の問題のみが参加業者が少ない理由とするのは少し乱暴ではないか。</p>	<p>ひとつの要因として、非常に大きいと考えている。 土木工事の監理技術者は様々な資格の者がなれるので登録者数が多いが、機械工事は技術士にしか資格がなく登録者数が非常に少ないため、こういう傾向になる。</p>
<p>○この工事自体は頻繁にあるわけではないであろうが、同じようなことになるのか。</p>	<p>今回の施設は20数年経つての更新である。昨年度も別施設で同様の更新を行ったが、同じような状況であった。</p>
<p>○専任で配置できることの「専任」とはどういうことか。</p>	<p>現場に「常駐」ということである。</p>

<p>○業者もそう認識しているのか。</p>	<p>認識している。</p>
<p>○更新工事とのことだが、今回の業者は設置した業者とは違うのか。</p>	<p>社名は変わっているが同一メーカーである。</p>
<p>○設置したものと同じものに更新するということか。</p>	<p>そうではあるが、この方式については他社にも取り扱いがあるので、設置業者以外でも可能である。</p>
<p>○辞退した2者というのは、入札には来たが札を入れなかったということか。</p>	<p>条件付で募集の公告をしたところ、該当の111者中3者が手を挙げた。開札までの期間に積算をしたところ、予定価格より高くなったので辞退した業者が1者あった。また、この期間に本市より条件のよい工事が取れば配置予定の技術者をそちらに充てるので、辞退もありえる。その二点での辞退であると考えている。</p>
<p>○予定価格は公告の時点で行っているのか。手を挙げた3者は3者とも合格なのか。</p>	<p>3者とも入札に参加する資格がある業者である。予定価格は参加通知の時点で行っている。</p>
<p>○「専任で配置する」というのは「常駐する」という意味ではないのではないか。</p>	<p>工事の工程管理以外に現場の安全管理もあるので、常駐していないと出来ない。</p>
<p>○監理技術者の職責は何か。実際の作業は下請けがやる場合もあるが、どうなっているのか。</p>	<p>実際にはたくさんの下請け業者が入り、工程毎に責任者を立てるが、その総責任者という意味合いもあるので、常駐していないと出来ない仕事である。</p>
<p>○「専任で配置する」ことが「常駐する」ことであると、すべての業者が判断しているといえるのか。</p>	<p>「専任で配置する」ということは「常駐」することであると、建設業界の中では常識になっている。</p>

3 教総第 26 号 惇明小学校管理棟耐震工事

・・・条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
○辞退した 2 者の辞退理由は何か。	辞退理由については 2 者とも、技術者の確保・配置が困難であるというものである。
○案件 2 と同じ一般競争入札だが、こちらは申込者数が 9 者が多い。対象を市内に限定していることで専任配置がし易くなったという事か。	辞退届けの理由としては技術者の確保というものであるが、工事内容も含めて判断されたものと考えている。
○本件は予定価格の事後公表の試行案件であるが、どういう結果が出たのか。	予定価格を事前に公表していないことで、予定価格を超過した応札があったが、最低制限価格を下回った応札もあった。参加業者各者の積極的な積算のもとに出された結果で、当初の趣旨に即した動きの結果であると考えている。
○参加業者名を見ると、よく見かける名前が並んでいる。地域を市内に限定することで業者が絞られ、一般競争入札が指名競争入札と変わらなくなっているのではないか。	工事に限らずすべての調達行為において、できる限り市内に本社本店を置く者へ発注するというのが本市の予算執行方針である。一般競争入札は業者の意思で参加を決めるものなので、指名競争入札より忝意性は低いと考えている。
○やや競争性は高まるかもしれないが、対象業者数が少なすぎて競争性の担保になっていない。一般競争入札と銘打つのであれば、申込業者数が増えるよう、参加資格を考慮すべきではないか。	対象業者は 13 者あり、そのうち 9 者が申し込んだ状況である。指摘の部分については認識している。
○小中学校の耐震化工事について、福知山市の進捗は全国的に見てどうなのか。	小学校については本件が最後の工事となる。中学校についても最後の 1 棟を現在施工中である。

<p>○図面に設計業者の名前があるが、施工業者のほうで何か裁量を挟む余地はあるのか。</p>	<p>〔設計どおりに積算していただく必要がある。〕</p>
<p>○参加業者は、すべて耐震化工事の経験があるのか。</p>	<p>いずれかの耐震化工事を行った業者であると判断している。</p>
<p>○予定価格を超過した業者が4者あるが、何か価格を引き上げる要因となるような特殊性があるのか。</p>	<p>今回施工の建物は文化財の指定を受けており、外観を損ねないよう、一般的な外側ブレースによる耐震補強ではなく、内側ブレースによる施工となるので、内装の費用が高くなっている。</p>
<p>○文化財指定の関係で、施工面で難易度の高いところはあるのか。</p>	<p>施工の難易度は高くないが、内部からの工事となるため、作業性は悪くなる。</p>
<p>○耐震化工事はかなり標準化されソフトも出回っているので、最低制限価格を下回った業者の価格で充分施工可能なのではないか。超過した業者が多いというのはやはり、対象地域を地元限定して少ない業者でやっているから、というのが大きな理由のように思える。</p>	
<p>○登録業者の中で対象となるのは13者あるようだが、参加しなかった業者の理由は何か。</p>	<p>調査していない。</p>

4 環境第702号 福知山市ごみ焼却施設基幹的設備改良付帯工事

…随意契約

意見・質問	回答等
○どの条項によって随意契約としたのか。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号〔その性質または目的が競争入札に適しないもの〕、福知山市財務規則の施行について（例規通達）第5第5項第6号〔契約の相手方が一人しかいないとき〕による。
○プラント施設として独自の仕様、思想で設計されているとあるが、独自の仕様、思想とはどのようなものか。	焼却炉は、発注毎に一基一基仕様が異なる。本市設備も複合的な機器の中で容量計算等を行って仕様を決めている。そのような部分と考えている。
○業者の数は増えてきているが、他の業者では解らないものなのか。施設としてはそれほどバリエーションはないと思えるので、他の業者で出来ないということは無いように思えるがどうか。	一から新しいものを作るのは可能だが、部分的な改修になると保証というものが重要になってくるので、製造者の責任で施工する必要があると考えている。また、本件は主要機器の更新を4年がかりで行っているものの付帯工事であり、今回の業者はその施工業者である、という理由も有る。
○随意契約とした理由の「性能保証を含めた内容」とは、製造者と違う業者が修理したら、保証はどちらが行うのかという問題が発生するということか。	補修後の調整も含めた性能の保証という意味合いである。
○予定価格は市の技術者が算出しているのか、この業者が出しているのか。	定期点検時等に破損状況を確認し、そこから数量をはじいて見積を徴取、予定価格を算出している。
○この種の大型の設備で扱う業者が限られ、かつ長期に亘って運用しメンテナンスが必要である場合には、業者の選定	

<p>とメンテナンスをどうするかが非常に大きな課題となるので、本件を今後の参考としてもらいたい。</p>	
--	--

5 消本第 14 号 喜多地区耐震性貯水槽新設工事
 …指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○土質が悪く、法面が崩壊したことで変更契約を結んでいるが、非常に変更額が高い。寺の敷地とのことだが、もっと適切な場所は無かったのか。</p>	<p>いい条件のところはなかなかない。また、消防水利の基準で、設ける場所はある程度限定される。</p>
<p>○地盤が悪いのはある程度予測できていたのではないのか。</p>	<p>本工事は、穴を掘って貯水槽を埋めるという比較的単純な工事になるので、現況を見ただけで工法を決定する手法をとっており、掘った状況を予見するのは難しい。</p>
<p>○落札率が 85.91%と低いのは、落札業者には土質についてある程度予想がついていて、変更契約になるのが予見できていたのではないのか。</p>	<p>仮にそうであったとしても、追加分については適正に積算され、同じ請負率が係ることになるので、結果としては同じであると考える。</p>
<p>○土質の調査等は、発注前にどの程度まで行うものなのか。</p>	<p>橋等の重要構造物の場合には、工事の前に土質調査や設計業務委託を行うが、今回のような工事内容の場合には調査等を行わずに工事発注をするので、着工後に発覚することになる。</p>
<p>○掘削深が 3.3 メートルと深いのが、これだけ掘ると壁面が崩れる可能性があるのでは、予め調査をしておく必要があると考え</p>	

<p>○結果としては同じといわれたが、やはり何かの忝意性を感じてしまう。発注者側で全部予見し、コントロールして入札を行っているというのが適切な入札の条件の一つであるので、今後の教訓にしてもらいたい。</p>	
---	--